

火災の被害を受けられた方へ(令和8年度版)

- ・ 火災で被害を受けられた方は、お住まいやお見舞金などの各種の支援を受けられる場合があります。制度等の一部を御案内しておりますので、御参照ください。
- ・ 支援をスムーズに受けられるよう、同意を得られた場合、り災者の情報を関係する場所に提供いたします。
- ・ り災等の状況により御利用いただけない場合もありますので、各窓口までお問い合わせください。

窓口 (担当課)	連絡先	支援制度名	制度の概要	り災証明書の 要否
防災安全課	04-7168-1004	転居等費用の助成	放火等の被害により現住居に住めなくなった場合に、転居に係る費用を最大20万円まで助成します。詳しくは柏市犯罪被害者等相談専用ダイヤルへお問い合わせください。	必要(コピー可)
収納課	04-7167-1122	市税の徴収猶予	納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、市税を一時に納付することができないときは、申請により1年以内の期間に限り徴収猶予を受けることができます。(100万円以上は担保が必要)。原則として、り災証明書を申請時にご用意ください。詳しくは柏市の公式ホームページをご確認ください。	必要(コピー可)
市民税課	04-7167-1124	市・県民税の減免	火災により死亡した場合や障害者となった場合若しくは住宅又は家財が滅失等された場合、減免の対象となる場合があります。その他にも条件がありますので、詳しくは市民税課にお問い合わせください。	必要(コピー可)
資産税課	04-7167-1125	固定資産税・都市計画税の減免	火災により被害にあった家屋や償却資産についての固定資産税・都市計画税を減免する制度を受けられる場合があります。減免を受けるには納期限の7日前までに申請が必要です。被害の状況を確認する必要があるため、修繕前にご連絡ください。	不要
市民課	04-7167-1128	住民票等交付手数料の減免	火災により住宅の一部又は全部が滅失等され、り災証明書が発行された方は、手数料の支払いが困難であることを申請することにより、住民票等の交付手数料が減免される場合があります。	必要(コピー可)
高齢者支援課 (資格保険料担当)	04-7167-1022	介護保険料の減免	被保険者が属する世帯の生計維持者が死亡又は障害者となった場合・住宅、家財又はその他の財産が損害を受けた場合(損害割合が10分の2以上)には、状況に応じて、介護保険料の一部の額又は全額を減免します。	必要(コピー可)

高齢者支援課 (介護サービス担当)	04-7167-1135	介護サービス等費の減免	要介護被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持するがたが、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合に、介護サービス、介護予防サービス及び総合事業の利用にかかる自己負担額の一部の額又は全額を減免します。	必要(コピー可)
高齢者支援課 (介護サービス担当)	04-7167-1135	緊急通報システム手数料の減免	緊急通報システムを利用しているかたの住宅が全焼・全壊したとき又は災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合に、緊急通報システム手数料の一部の額又は全額を減免します。	必要(コピー可)
保険年金課	04-7191-2594	国民健康保険料の減免	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により、被保険者又はその属する世帯の世帯主の所有に係る住宅、家財又はその他の財産について甚大な損害を受けた場合、申請により損害の程度等に応じて国民健康保険料の一部又は全額を減免します。原則、当該年度内の保険料が対象で、納期限の7日前まで(特別徴収については年金支払月前々月の15日まで)に申請が必要です。詳しくは保険年金課資格・賦課係にお問い合わせください。	必要(コピー可)
保険年金課	04-7191-2594	後期高齢者医療保険料の減免	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被保険者又はその属する世帯の世帯主の所有に係る住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合、申請により損害の程度等に応じて後期高齢者医療保険料の一部又は全額を減免します。原則、当該年度内で、災害発生日以降の納期限(特別徴収については特別徴収対象年金給付の支払日)に係る保険料が対象となります。詳しくは保険年金課後期高齢者医療係にお問い合わせください。	必要(コピー可)
保険年金課	04-7191-2594	国民健康保険一部負担金の減免	震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、被保険者の属する世帯の世帯主が死亡し、精神若しくは身体に障害を生じ、又は資産に重大な損害を受け、その生活が著しく困難となった場合は、申請により医療機関の窓口で支払う一部負担金の減免措置が受けられます。その他にも条件がありますので、詳しくは保険年金課給付係にお問い合わせください。	必要(コピー可)
保険年金課	04-7191-2594	後期高齢者医療一部負担金の減免	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被保険者又はその属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合、申請により損害の程度等に応じて後期高齢者医療一部負担金の減免の対象となる場合があります。その他にも条件がありますので、詳しくは保険年金課後期高齢者医療係にお問い合わせください。	必要(コピー可)
保険年金課	04-7191-2594	国民健康保険一部負担金の徴収猶予	震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、被保険者の属する世帯の世帯主が死亡し、精神若しくは身体に障害を生じ、又は資産に重大な損害を受け、その生活が困難となった場合は、申請により6か月(急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る一部負担金の支払又は納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)以内の期間を限って徴収猶予します。	必要(コピー可)
保険年金課	04-7191-2594	後期高齢者医療一部負担金の徴収猶予	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被保険者又はその属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財又はその他の財産について損害を受けた場合、申請により6か月(急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る一部負担金の支払又は納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)以内の期間を限って徴収猶予します。	必要(コピー可)
保険年金課	04-7191-2594	国民健康保険料の徴収猶予	震災、風水害、落雷、火災若しくはこれらに類する災害を受けた場合、申請により納付することができないと認められる金額を限度として6か月(急患等として保険医療機関等を受診し療養の給付を受けた被保険者においては、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)以内の期間を限って徴収猶予します。	必要(コピー可)

保険年金課	04-7191-2594	後期高齢者医療保険料の徴収猶予	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被保険者又はその属する世帯の世帯主の所有に係る住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合、申請により納付することができないと認められる金額を限度として6か月（急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）以内の期間を限って徴収猶予します。	必要（コピー可）
国民年金室	04-7167-1130	国民年金保険料の免除	震災・風水害・火災その他これらに類する災害により、被保険者が所有している住宅、家財その他財産につき被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合に申請いただき、日本年金機構に承認されると国民年金保険料の納付が免除されます。	必要（コピー可）
福祉政策課	04-7167-1131	一時宿泊場所の情報提供	市内のホテル等民間宿泊施設のうち、一時宿泊に協力いただける施設の情報を、現場の消防職員が御案内します。現場の消防職員またはり災者から直接施設へ連絡し、火災被害にあわれたことを伝えたのち、宿泊可否を確認します。3泊まで、宿泊施設側で設定する料金（施設によっては通常価格より安価）を自己負担し、御利用いただくことができます。4泊以上の利用は、事前に宿泊施設側と話し合いが必要です。	不要
福祉政策課	04-7167-1131	見舞金等の支給	市内で発生した火災を原因として、住民登録のある市民が、住家に半焼以上の被害を受けた場合、死亡若しくは負傷し2週間以上の入院の診断を受けた場合、柏市災害見舞金等支給規則に基づき、見舞金を支給します。また、日本赤十字社より見舞金及び物資（タオル等日用品、希望制）、赤い羽根共同募金会より見舞金が生じ、御利用いただくことができます。4泊以上の利用は、事前に宿泊施設側と話し合いが必要です。	不要
生活支援課	04-7167-1138	転居費の支給	生活保護を受けている方の現住居が火災により消滅又は居住にたえない状態になったと認められた場合、転居に際し敷金等を支給します。	不要
子育て支援課	04-7168-1034	一時預かり使用料の減免	一時預かりを利用するお子さんが属する世帯の生計を主として維持する方が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財方はその他の財産について損害を受けた場合、減免の対象となる場合があります。詳しくは子育て支援課にお知らせください。	必要（コピー可）
こども福祉課	04-7167-1595	母子父子寡婦福祉資金及び柏市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の償還猶予	災害等により支払い期日までに償還することが著しく困難と認められるとき、償還を猶予できる場合があります。	必要（コピー可）
こども福祉課	04-7167-1595	児童扶養手当の支給に係る所得制限の適用除外	火災により受給者や扶養親族の所有する住宅、家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、その損害を受けた月から翌年の10月までの児童扶養手当は、所得が所得制限額を超過する場合にも支給します。	必要（コピー可）
こども発達センター キッズルーム	04-7128-2224	こども発達センター使用料の減免	災害（大規模な火災又は災害による火災）により使用料を支払うことが困難と認められる場合に全額を減免します。	必要（コピー可）

クリーンセンターしらさぎ	04-7193-5389	一般廃棄物処理手数料の減免	一般家庭で火災に遭われ、リ災証明書が発行された方に対し、火災で発生した一般廃棄物(粗大ごみ)の処理手数料が減免される場合があります。ただし、クリーンセンターしらさぎで取り扱うことができない廃棄物(瓦、石、コンクリート、灰(燃え殻)など)は対象となりません。また、事業者之家屋の解体等を依頼した場合や事業所が火災に遭われた場合も、対象となりません。事前に対象となるかクリーンセンターしらさぎにお問い合わせの上、ご申請いただきますようお願いいたします。	必要(原本提出)
環境サービス課	04-7167-1139	一般廃棄物(し尿)処理手数料の減免	火災により住宅の一部又は全部が滅失等された場合、し尿処理手数料の一部を減免します。	必要(コピー可)
北部クリーンセンター	04-7131-7900	一般廃棄物処理手数料の減免	一般家庭で火災に遭われ、リ災証明書が発行された方に対し、火災で発生した一般廃棄物(可燃ごみ・不燃ごみ・有害ごみ・資源ごみ・粗大ごみ)の処理手数料が減免される場合があります。ただし、がれき類、家電リサイクル法対象製品・パソコンなどは対象となりません。また、事業所が火災に遭われた場合も、対象となりません。事前に対象となるか北部クリーンセンターにお問い合わせの上、ご申請いただきますようお願いいたします。	必要(コピー可)
南部クリーンセンター	04-7170-7080	一般廃棄物処理手数料の減免	一般家庭で火災に遭われ、リ災証明書が発行された方に対し、火災で発生した一般廃棄物(可燃ごみ・古紙・古着・布団・座布団)の処理手数料が減免される場合があります。ただし、南部クリーンセンターで取り扱うことができない廃棄物(不燃ごみ・粗大ごみ・有害ごみ・がれき類・家電リサイクル法対象製品・パソコンなど)は対象となりません。また、事業所が火災に遭われた場合も、対象となりません。事前に対象となるか南部クリーンセンターにお問い合わせの上、ご申請いただきますようお願いいたします。	必要(コピー可)
建築指導課	04-7167-1145	リ災建築物の再建等に係る建築確認等手数料の減免	①確認申請手数料(建築物・昇降機等・工作物)の減免 ②完了検査申請手数料(建築物・昇降機等・工作物)の減免 ③中間検査申請手数料の減免 対象:災害により滅失し、又は損壊した建築物で、災害の発生した日から3月以内に被災者自ら使用するために建築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をするもの(当該建築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする部分) 減免する額:手数料全額の2分の1の額	必要(コピー可)
住宅政策課	04-7167-1147	市営住宅の一時使用	火災等により住宅に被害を受け居住不能となったり災者で一時的な居住場所の確保が困難な方に、市営住宅の空き家を1週間以内の期間提供します。	不要
料金課	04-7167-1409	水道料金及び下水道使用料の免除	火災により住宅が全焼・半焼または部分焼の被り災をした場合には、発生した日に属する期間にかかる水道料金、下水道使用料を免除します。	必要(コピー可)
学校教育課	04-7191-7367	就学援助	柏市立の小・中学校に在籍するこどもの保護者、又は柏市民で柏市立以外の公立学校に在籍するこどもの保護者で、火災の被害により市民税、個人事業税または固定資産税の減免を受けているかたは、こどもの就学にかかる費用の援助を受けられる場合があります。	必要 (コピー可)

個人情報の取扱いについて

り災者の救済・支援制度を円滑に実施するため、関係部局の窓口に対し消防局が聴取した個人情報（氏名、住所、連絡先等）を提供することに

- ☐ 同意します
- ☐ 同意しません

※ 提供された情報は、上記の目的以外には使用されません。また、各窓口において適正に管理されます。

年 月 日 氏 名

（このページは消防隊に渡してください）